各 位

会 社 名 株式会社 中 山 製 鋼 所 代表者名 代表取締役社長 森 田 俊 一 (コート・番号 5408、東証 第1部) 問合せ先 総務本部総務人事部長 三 好 裕 (TEL 06-6555-3029)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第121回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務執行を行わない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条の新設および現行定款第37条の一部を変更するものであります。あわせて、定款第30条の新設に伴い、以下の条数を繰り下げるものであります。なお、変更案定款第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 20 条~第 29 条 (記載省略)	第 20 条〜第 29 条 (現行どおり)
(新 設)	(取締役の責任限定契約) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、取締役(業務執行取締 役等であるものを除く。)との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責 任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令が規定する額とす る。

구ㅁ /	·	シェル
現	(T' '7	F釈
777	1 1 4	ᆮᄼᆘᄉ

第5章 監査役および監査役会

第 30 条~第 36 条 (記載省略)

(社外監査役の責任限定契約)

の規定により、社外監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責 任を限定する契約を締結することが できる。ただし、当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令が規定する額 とする。

第 38条~第 41条 (記載省略)

## 変 更 案

第5章 監査役および監査役会

第31条~第37条 (現行どおり)

(監査役の責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項 第38条 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、監査役との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を 限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく責任の 限度額は、法令が規定する額とする。

第 39条~第 42条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日

平成 27 年 6 月 26 日 (金) 平成27年6月26日(金)

> 以 上